

介護サービス情報公表制度の仕組み

【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認められる場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）

介護サービス事業所・施設



【事業所情報公表項目】

■基本情報

事業所の所在地、職員体制、営業時間、サービスの内容、費用など基本的な事実情報

■運営情報

マニュアルの整備、研修等の記録の整備、介護サービス提供記録など介護サービスに関する具体的な取り組みの状況

訪問調査を実施する事業所

- ・県が定めた指針に基づき、指定調査機関が事実確認による調査を行う。

調査結果を公表

訪問調査を実施しない事業所

- ・事業所情報公表項目に従い必要事項を自ら記入
- ・報告方法はインターネットを通じて行う
- ・報告先は指定情報公表センター

報告された情報をそのまま公表

インターネットで公表

※報告された事業所情報項目のすべてを公表

利用者は、インターネットに
公表された情報を閲覧できる

- ・事業所を選択する情報として活用
- ・公表された情報を比較検討して事業所を選択
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に利用相談

